⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
① not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company's regulation concerning the contract procedures
② submit the shipment certificate of products from manufacturers
⑺ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 24 September 2009 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 18 September 2009)
⑻ Contact point for the notice: Osamu Takeuchi Assistant manager of Engineering, Technology & Procurement Department, Procurement & Contract Planning Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告の変更

次のとおり変更します。
平成21年８月４日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　岩立　忠夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
１　掲載日　平成21年２月４日付（号外政府調達第19号）
２　変更内容
10ページ１段目、１⑵の「③Ａ重油10～12月分　予定数量120ＫＬ　④Ａ重油１～３月分　予定数量400ＫＬ」を「③Ａ重油12月分　予定数量100ＫＬ　④Ａ重油１月分　予定数量140ＫＬ　⑤Ａ重油２月分　予定数量140ＫＬ　⑥Ａ重油３月分　予定数量100ＫＬ」に、10ページ２段目、１⑷の「③平成21年10月１日から平成21年12月31日まで　④平成22年１月１日から平成22年３月31日まで」を「③平成21年12月１日から平成21年12月31日まで　④平成22年１月１日から平成22年１月31日まで　⑤平成22年２月１日から平成22年２月28日まで　⑥平成22年３月１日から平成22年３月31日まで」に、10ページ３段目、３⑶の「平成21年２月４日から平成21年12月17日まで」を「平成21年２月４日から平成22年２月19日まで」に、10ページ３段目、３⑸の「③平成21年９月４日16時00分　④平成21年11月27日16時00分」を「③平成21年11月２日16時00分　④平成21年12月１日16時00分　⑤平成21年12月28日16時00分　⑥平成22年２月１日16時00分」に、10ページ３段目３⑹の「③平成21年９月24日16時00分　④平成21年12月17日16時00分」を「③平成21年11月20日16時00分　④平成21年12月21日16時00分　⑤平成22年１月21日16時00分　⑥平成22年２月19日16時00分」に、10ページ３段目３⑺の「③平成21年９月25日11時00分　④平成21年12月18日11時00分」を「③平成21年11月24日11時00分　④平成21年12月22日11時00分　⑤平成22年１月22日11時00分　⑥平成22年２月22日11時00分」に、10ページ４段目、５⑶の「③About 120KL, ④About 400KL」を「③About 100KL, ④About 140KL, ⑤About 140KL, ⑥About 100KL」に10ページ４段目、５⑷の「③From 1 October 2009 through 31 December 2009, ④From 1 January 2010 through 31 March 2010」を「③From 1 December 2009 through 31 December 2009, ④From 1 January 2010 through 31 January 2010, ⑤From 1 February 2010 through 28 February 2010, ⑥From 1 March 2010 through 31 March 2010」に、11ページ１段目、５⑺の「③16 : 00　24 September 2009, ④16 : 00　17 December 2009」を「③16 : 00　20 November 2009, ④16 : 00　21 December 2009, ⑤16 : 00　21 January 2010, ⑥16 : 00　19 February 2010」に変更する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年８月４日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　岩立　忠夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第25号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成21年度名古屋港鍋田ふ頭岸壁（－12m）土留工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　愛知県弥富市富浜４丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、名古屋港鍋田ふ頭岸壁（－12m）の土留護岸を施工するものである。（詳細は入札説明書による。）
⑸　工期　平成22年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　［材料］コンクリート：約4,300㎥、鉄筋：約60ｔ、鋼材（H形鋼・溝形鋼）：約40ｔ、鋼管矢板：約120本、鋼管杭：約120本　［機械］クローラークレーン、油圧ハンマー、バックホウ、ブルドーザー
⑺　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けた者（以下、「特定ＪＶ」という。）と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。
⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。
⒀　本工事は、中間前金払に代わり短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒁　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。なお、実施にあたっては「段階検査（出来高確認）試行実施要領（案）」に基づき行うものとする。
⒂　本工事は、総価契約の内訳として単価について合意を行う「総価契約単価合意方式」の試行工事である。
⒃　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⒄　本工事は、入札工事説明会を試行する対象工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　中部地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,000点以上とする。
⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、㋐及び㋑に掲げる工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
㋐　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者にあっては、杭径1,200㎜以上の鋼管矢板又は鋼管杭を打設した工事。
㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、杭径800㎜以上の鋼管矢板又は鋼管杭を打設した工事。